

「屋代保育園基本計画（案）」に対する意見募集について

■意見を提出できる人

- ①市内に在住、在勤、在学する人
- ②市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
- ③当該パブリックコメント手続に利害関係がある個人、法人、その他の団体（市外の大学等に在学中の人、千曲市出身の人などを含む。）

■意見の提出方法

①提出期間 令和4年1月31日（月）から令和4年3月1日（火）まで（30日間）

②提出先

- ・ 直接提出する場合 千曲市役所 次世代支援部 保育課（1階）
- ・ ファクシミリの場合 273-8011
- ・ 長野電子申請サービスを利用する場合
長野電子申請サービス（千曲市：パブリックコメント）
- ・ 電子メールの場合 保育課 hoiku@city.chikuma.lg.jp
- ・ 郵送する場合 〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地
（あて先）千曲市役所 保育課

※ 令和4年3月1日（火）当日消印有効

③意見提出用紙

意見提出用紙は、所定のものをご利用ください。

④住所、氏名等の記入

市内に在住する人・・・住所、氏名を記入してください。

市外から市内に勤務する人・・・

住所、氏名の他に勤務先の所在地、名称を記入してください。

市外から市内の学校に通学する人・・・

住所、氏名の他に学校の所在地、名称を記入してください。

市外の人で市内に事務所又は事業所がある人・・・

住所、氏名の他に事務所又は事業所の所在地、名称を記入してください。

市内に事務所又は事業所がある法人及びその他の団体・・・

所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

■意見の取扱い

提出された意見を考慮して計画の最終案を決定します。意見の概要や意見に対する考え方などについては、市ホームページなどにより公表しますが、意見提出者の個人情報及び不利益情報は公表しません。

また、個々の意見に対し直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

■問い合わせ先

千曲市役所 保育課 TEL：026-273-1111（内線1252）
FAX：026-273-8011
E-mail：hoiku@city.chikuma.lg.jp

屋代保育園基本計画（案）の概要

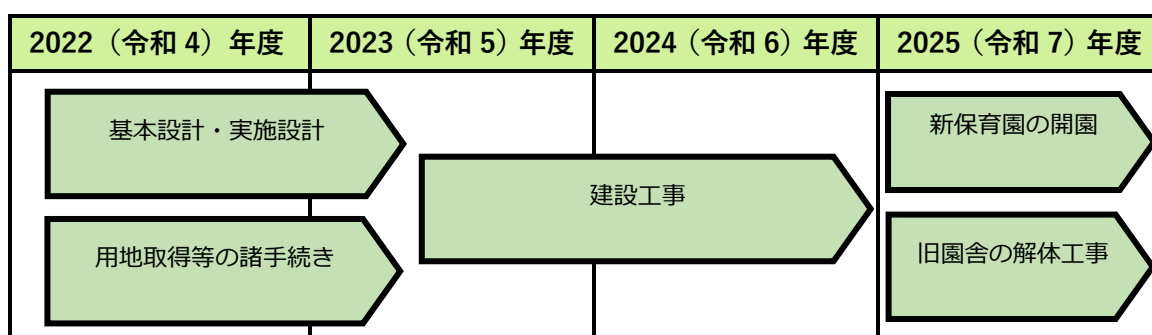
計画の目的

本計画は、市立保育園の劣化度調査において最も優先度の高い整備対象として定められている屋代保育園の建築にあたり、満たすべき条件や実現すべき内容を定めるために策定するものです。令和4年度に予定されている同施設の基本設計及び実施設計の作成にあたっては、本計画が設計案を立案するための基礎資料となります。

計画の期間

本計画の期間は、新しい屋代保育園の設計から建設工事および既設園舎の解体工事が完了するまでの2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までとします。

<屋代保育園基本計画の期間>



建設予定地の概況



屋代保育園において実現すべき保育

実現すべき保育及びそれを支える園舎を考えるにあたっては、理想の保育を実現する上で深く関わる子ども、保育士、家庭（及び地域住民）という3つの視点が重要となります。

屋代保育園における保育の方針

屋代保育園では保育における3つの視点（子ども、保育士、家庭（及び地域住民））に対応するものとして、以下3つの保育の方針を定めます。

1. 多様な体験や交流を通じ、園児一人一人の自主性・協調性を培う
2. 様々な用途に対応できる空間で、多様な保育ニーズに対応する
3. 保護者との自然なコミュニケーションを通じ、家庭と連携する

また方針に基づいて、施設整備において実現すべきことを以下のようにまとめます。

保育の方針	施設整備において実現すべきこと
1. 多様な体験や交流を通じ、園児一人一人の自主性・協調性を培う	○一人一人の興味から自主的活動を引き出す空間 園児ひとりひとりが居場所と「したいこと」を見つけ、それが次の遊びにつながり、これを保育士が見守ることができる ○様々な自然に身体で触れ、体験できる空間 均質でなく多様・凹凸ある自然環境（木々、草花、築山や水辺など）を通じ、身体を使ってできる様々な体験を提供できる ○オープンで行き来の自由な空間 個々の部屋に閉じこもらず、クラスを越えた子ども同士の自由な交流を促し、様々な関わり方や協調性を育むことができる
2. 様々な用途に対応できる空間で、多様な保育ニーズに対応する	○可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間 発達障害などへの配慮や緊急・臨時の対応ができるよう、施設の空間に汎用性・可動性があり、様々な用途ができる
3. 自然なコミュニケーションを通じて、家庭や地域と連携する	○保育士と親のコミュニケーションを促進する空間 送り迎え等の機会に、保育士と親、または親同士がコミュニケーションしやすい環境をつくり、保育と家庭の子育てとのスムーズな連携を促す

・求められる機能・規模

(1) 屋代保育園で提供する保育サービス

屋代保育園で実施する保育サービスは以下のとおりです。このサービスを提供するために必要な保育園を整備します。

保育サービス	内容等
通常保育	・対象年齢：0歳児（10ヵ月）～5歳児 ・保育時間：月曜日～土曜日 8：30～16：30 ・園児定員（※）： 0歳児……10名 1歳児……15名 2歳児……15名 3歳児……20名 4歳児……20名 5歳児……20名（計100人）
長時間保育	7：00～8：30、16：30～19：00
一時的保育	・対象年齢：満1歳以上 ・保育時間：月曜日～金曜日 8：30～16：30
障がい児保育	・集団保育が可能な障がい児を受け入れ、保育士を加配してきめ細かな対応を行う
子育て支援	・子どもの保護者を対象に、子育てに関する相談や子育て家庭の交流促進を図る

※定員設定の考え方については、資料編 x～xii ページ参照

(2) 必要となる諸室

示した方針に基づき、屋代保育園において必要となる諸室を以下に整理します。

室名		施設整備において実現すべきこと
①保育室 (乳児室またはほふく室を含む)		・ <u>オープンで行き来の自由な空間、可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間とし、子どもの自由な交流や自主的な活動を促す。</u>
②遊戯室		・ <u>一人一人の興味から自主的活動を引き出す空間とする。</u>
③共通空間	食事のための空間	・ <u>可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間として、日常での様々な用途や臨時・緊急の対応がしやすい環境とする。</u> ・ <u>①②⑤の空間とのスムーズな連携を通じて、オープンで行き来の自由な空間、一人一人の興味から自主的活動を引き出す空間となるよう配慮する。</u>
	半屋外空間	
	廊下、階段等便所、水飲み場等	
④バックヤード	預かり保育室、子育て相談室等	・ <u>預かり保育や保護者との相談等、様々な使い方に応じられる空間とすると共に、保育士と親のコミュニケーションが適切に行えるよう配慮する。</u>
	事務室、調理室等	
⑤屋外空間	運動スペース (屋外遊戯スペース)	・ <u>①②③とのスムーズな連携および様々な自然に身体で触れ、体験できる空間とすることで、一人一人の興味から自主的活動を引き出せる空間とする。</u>
	緑化スペース	
	駐車場	

諸室の配置における留意事項

諸室の配置については今後の基本設計・実施設計によって検討しますが、下記の点に留意するものとします。

保育室をはじめとした各室の使い方を固定化せず、様々な用途で使えるように、各室や共通空間の配置を工夫すること。

保護者が園児を送り迎えする際の道路から駐車場内における車の動線やスペースを、渋滞を引き起こしにくいよう配慮すること。

園庭の形状で角が多くあるが、保育士が園児を見守る際に死角ができるだけないように、園庭内の配置を工夫すること。



園庭に設置する砂場やプール等については、緑化スペースや建物のひさし等により、陽光や雨に完全にさらされないよう工夫すること。

果樹園では農薬等の散布も想定されるため、隣接する園庭において園児との距離を配慮すること。

駐車場と園庭の間には、車が侵入しないよう安全性を担保する境界を設けること。

(5) その他配慮すべき事項

1) 安全のための配慮

- 水害時にあたっては迅速に避難することを想定すると共に、被害を最小限に抑えるために盛り土等の最低限の浸水対策を行うこと。また一部を2階建てにする等、すぐに避難できない保育士や園児・重要物品等を緊急避難させることができる場所を設けること。
- 耐震性を保ち、地震における被害を最小限に抑える構造を検討すること。
- 外部から不審者等が侵入しにくいよう、またそうした侵入を保育士が監視しやすいよう、玄関口からの動線や事務室の配置等を工夫すること。

2) 維持管理の負担の軽減

- 施設や設備の維持管理にあたり、保育士に必要以上の労力をかけず、通常業務に負荷をかけないものとなるよう配慮すること。
- 部材の品質や耐水性の確保等、できる限り施設が長寿命化できるよう工夫すること。
- 水道光熱費等にかかるランニングコストをできる限り抑制できるよう配慮すると共に、断熱性を高める、仕上げにあたって地域産材の木材等を活用する、自然エネルギーを活用するといったCO2抑制や環境への配慮をできる限り行うこと。

3) 幅広い利用者を想定した配慮

- 保育士、園児、保護者をはじめとした施設の管理者・利用者が、心身の能力や障害の有無等に関わらずできる限り幅広く利用することを想定し、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を取り入れること。
- 地域住民の暮らしと調和するよう、周辺の住宅地等との境界を過度につくらないよう配慮すること。
- 将来的に、ボランティアの活動との連携や地域住民とのイベントを敷地内で行うこと等による利用者の増加も想定し、余剰スペースを設けるなど配置上の工夫をすること。